

奈良県告示第百七十号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、  
次のとおり医師から指定の辞退があった。

平成三十年八月三日

奈良県知事 荒井正吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	辞退年月日
田口 雄一	医療法人但馬会田 口クリニック	生駒市有里町三一 番地	外科（心臓機 能障害、呼吸 器機能障害、 ぼうこう又は 直腸機障害）	平成二十八 年十月二十 二日
米田 宗道	米田眼科	大和郡山市朝日町 五二〇―五八 に し茂とビル三階	眼科（視覚障 害）	平成二十九 年十一月三 十日
奥田 千幸	国保中央病院	磯城郡田原本町大 字宮古四〇四―一	内科（呼吸器 機能障害）	平成三十年 六月三十日
忠岡 紀	忠岡医院	磯城郡田原本町大 字秦庄四五六一八	外科（肢体不 自由）	平成三十年 七月二日